

# 株式会社設立ガイド

TRUSTiLL トラスティルグループ  
GROUP

この度は、当事務所の会社設立サービスのご利用、まことにありがとうございます。

まずは、この冊子をお読みいただき、流れに沿って会社を作る上で決めなければならないことを決め、チェックシートを埋めていただきます。

ここでは、STEP①からSTEP⑫までの各項目ごとのガイドに沿って進んでいくと、会社をつくる上で必要な事項が決まっていき、それがチェックシートの上から順に記入していけるようになっていきます。チェックシートの記入欄を埋めていくと、お客さまがどういうタイプの会社を作りたいのかわかりますので、最後にそれを確認・ご記入の上、当事務所宛てにお送り下さい。

STEP①	<u>譲渡制限の有無を決める</u>	.....P3
STEP②	<u>資本金の額を決め、株主を決定する</u>	.....P4
STEP③	<u>発行する株式の価額、発行数とその上限を決める</u>	.....P5
STEP④	<u>発起人を決める</u>	.....P6
STEP⑤	<u>本店所在地を決める</u>	.....P7
STEP⑥	<u>会社名を決める</u>	.....P7
STEP⑦	<u>事業目的を決める</u>	.....P9
STEP⑧	<u>事業年度(決算時期)を決める</u>	.....P11
STEP⑨	<u>会社の機関設計をする</u>	.....P12
STEP⑩	<u>役員について決める</u>	.....P13
STEP⑪	<u>譲渡承認機関を決める</u>	.....P14

## STEP①

# 譲渡制限の有無を決める

まずは、チェックシートの一番上、(イ)の株式譲渡制限の項目からです。

突然ですが、世の中には株式を自由に売買できる会社と、売買に会社の許可が必要な会社とがあるのをご存知でしょうか？法律的には株式の譲渡制限の有無、という言い方をします。もちろん証券取引所に上場されている会社の株式には譲渡制限はついていないので自由に売買することができます。

でも逆の言い方をすると上場していない会社の超圧倒的大多数は譲渡制限をつけています。譲渡制限があると、社長から見て都合の悪い自社株の売買を阻止することができますので、見知らぬ人に株が渡ることも無く、安心して経営を行うことができます。

それに会社法は、「譲渡制限のある会社＝規制はゆるく」というようになっていますので、これから会社を作る皆さんにとっては、そういった面からも譲渡制限会社を強くおすすめします。株式公開を目指している方も、譲渡制限をはずすのは、公開が間近に迫ったときで十分です。

この先の解説は株式の譲渡制限を設けた会社を設立される予定の方のみを対象とさせていただきます。99.9%以上の方をご案内できると確信しておりますが、万が一譲渡制限のない会社を設立なさるご予定の方がいらっしゃいましたら、料金等も変わる場合がございますので、お問い合わせ下さいませようお願いいたします。

■さて、ここではチェックシートの(イ)株式譲渡制限の欄の「あり」に、どなた様もマルをつけて下さい。

## STEP②

# 資本金の額を決め、株主を決定する

次に、チェックシートの(ロ)資本金総額と(ハ)株主の項目です。

ここでは、会社に「全部でいくら」、「誰がいくらずつ」お金を出すのかを決めます。

### (ロ) 資本金総額

まず「全部でいくら」です。これを資本金総額といいますが、法律上はいくらでもかまいません。1円でも100億円でも構わないのですが、極端に少ないとビジネスをしていく上で、周囲の信頼を得られないと思われるので、「資本金1円」はあまりおすすめできません。そもそも株式会社の設立には公証役場や法務局へ払うため、最低20万円は必要になりますが、これは設立後の会社に請求することができます。よって、最低でもこの金額は資本金にできます。

また、許認可の種類によっては、資本金いくら以上の会社でないとダメ、と決まっているものがあります。許認可が必要なビジネスをなさる方はこの点にも十分注意して資本金を決めて下さい。

なお、少し難しい話になりますが、売上が年間1000万円を超える会社は、国に消費税を納める義務があります。ところが、新しく設立された会社は、売上に関わらず、設立から2期は消費税を納めなくともよい特典があるのです。ただし、設立時の資本金が1000万円以上の会社はこの特典の対象外とされています。このあたりもご留意の上、資本金をお決めください。

**■金額が決まったら(ロ)資本金総額に記入して下さい。**

### (ハ) 株主

全体の額が決まったら、次に、「誰がいくらずつ」お金を出すかを決めて下さい。お金を出す人が複数いる場合には、それぞれが出す金額を決めて、それが出資額全体の中でどういう割合になるのかを確認して下さい。

※出資は現金に限らず、自動車を1台といった出資も可能です(現物出資といいます)。現物出資をなさる場合には、チェックシートの現物出資欄に、出資する物を特定するための情報(メーカー・型番・製造年・製造番号など、その物の種類に応じてなるべく詳細に)、その金額(現物出資の額は、500万円を超えると、手続きが大変面倒になりますので、500万円以下の額でお願いします)をご記入下さい。

**■ 終わりましたらチェックシートの(ハ)株主に、お金を出す人の氏名と住所と金額を記入して下さい。株数の欄は空白で構いません。**

## STEP③ 決めた資本金をもとに発行株数とその上限を決める

(二)1株の金額、(ホ)発行する株式数、さらには(ヘ)発行可能株式数を決めていきます。

### (二) 1株の金額

さて、「株式会社」なので、出資に対しては株式を発行するわけですが、1株いくらで発行するのかを決めましょう。いくらで発行するのかはこれまた自由なので、1円でも100万円でも資本金の範囲内ならば好きなように決められます。世の中では5万円が一番多いパターンなので、どうしても決まらない場合にはこの金額にされることをおすすめします。

※ご参考までに・・・

#### 1株の金額と将来の増資への影響

1株の金額が大きすぎる(例えば500万円)と、小額の出資を受けにくくなります。また、小さすぎる(例えば1円)と、将来株式を当初より安く発行することができなくなります。いずれの場合もあとで増資を行うときなどに不自由する可能性があります。

■金額が決まったら(二)1株の金額に記入して下さい。

### (ホ) 発行する株式数

いくらで発行するか決めたら自動的に発行する株式の数が決まります。たとえば(ロ)で決めた資本金総額が1000万円、(二)1株の金額が5万円なら、発行する株式数は $1000 \text{ 万} \div 5 \text{ 万} = 200 \text{ 株}$ ということになります。

■この株式数を(ホ)に記入して下さい。

■また、(ハ)株主のところで決めた各株主の出資額を(二)1株の金額で割ると、各株主の株数が出ますので、それを(ハ)株主の欄の中で空白になっていた株数のところに記入して下さい。

### (ヘ) 発行可能株式総数

発行する株式数が決まったら、次に会社が発行できる株式の上限(法律では「発行可能株式総数」といいます)を決めましょう。皆さんが設立する譲渡制限会社では、発行する株式数以上であれば何株でも自由ですが、1度決めると変更には株主総会と法務局での手続き、手数料3万円が必要です。

何株でもご自由にお決めになればよい※と思うのですが、決められないという方のためにあえて言えば、発行する株式数の10倍くらいにしておいたらいかがでしょうか？

※譲渡制限のない会社である程度の株主がいる会社の場合、経営権の問題が発生する可能性があるため、発行可能株式総数をいくつにするかは重大な問題です。しかし、新しく設立される会社はほとんどが社長＝大株主であり、譲渡制限会社は法律上、株主に無断で株式を発行することができないので、あまり問題にはなりません。

■決まったら、その株数を(へ)に記入して下さい。

## STEP④ 発起人を決める

発起人とは、会社設立の手続きをする役目の人のことです。

基本的には会社を作ろうとしている本人が発起人になればいいのですが、これについては重要なルールが存在します。それは、

- ① 設立時に出資できるのは発起人のみ
- ② 発起人は絶対に1株以上出資しなければならない

というルールです。

つまり、先ほど決めた株主＝発起人ということになります。チェックシート(ト)にも最初から「株主と同じ」と入れてしまっています。

なお、発起人になる方はこの後の手続きで印鑑証明書が必要になります。もし発起人の中に印鑑登録をしていない方が含まれている場合には、登録する印鑑を持参の上、住所地の区市町村役場で登録をするようにして下さい。

※上記は「発起設立」という方式で設立する場合の話です。会社法上は他に「募集設立」という方式もありますが、発起設立に比べて手続きが大変面倒であり、実際上ほとんど行われていないためここでは触れないこととさせていただきます。

## STEP⑤ 本店所在地を決める

ここでは会社の住所を決めていきます。

本店所在地とは会社の住所のことで、特に制限はないのでどこでも大丈夫です。住所表記も特に決まりはありません※。

ただ、住所はハイフンで略さず「〇〇一丁目 2 番 3 号」のように表記するのが標準的です。部屋番号を入れない場合には、登記上の住所あてに郵便物が送られてくることがありますので、きちんと配達されるようあらかじめ郵便局で手続きをしておく必要があります。

※インターネット上の一部ウェブサイトでは、本店所在地の表記について「建物名や部屋番号は入れてはいけない」などと解説しているものもあるようですが、そのようなことはございませんので、どのように表記するかは自由です。

本店所在地は、一般に言われる本社の場所とイコールである場合が多いと思います。ただし、本店を移転するには登記所(法務局)に対して所定の手続きを行う必要があり、移転先が同じ登記所の管轄かどうかで 6 万円もしくは 3 万円の費用がかかってきます。ですので、実際の会社の事務所とは別になるべく移転がないような場所、例えば自宅や実家を本店として登記するのもひとつの考え方だと思います。

■住所が決まりましたら、(チ)へ記入してください。

## STEP⑥ 会社名を決める

(リ)会社の名前(法律上は「商号」といいます)を決めましょう。

名前を考えて、最初か最後に**株式会社**を付けて下さい。基本的には、有名企業の名前をつけたり、「銀行」など法律で特定の免許や登録を受けた者以外に使用が禁止されている言葉を入れない限りは自由につけてかまいません。

※ひらがな、カタカナ、漢字、ローマ字、アラビア数字が使えます。

記号類は、「&」「'」「-」「.」「・」の6種類が使えます。

極端に言うと、有名企業の名前をばくって「ソニー」とつけてみたり、「鈴木商店」よりも響きがかっこいいから「鈴木銀行」にしてみるなどの、常識的に考えておかしい、不法な目的に基づく

事さえしなければ大丈夫ということです。なお余談ですが、「銀行」は銀行法で禁止されているからダメですが、株式会社鈴木ファイナンシャルグループなら大丈夫です。要は禁止されている言葉は銀行などごく限られたものだけなので、常識で判断なさってくださいということです。

また、設立後に必要な許認可によっては、まれに商号に特定の言葉を入れる必要がある場合があります(例えば銀行業)が、通常は気にしなくても大丈夫です。

ただし、唯一問題になるのが、先ほどチェックシート(チ)で決めた本店所在地です。本店所在地と名前が全く同じ会社を2つ作ってはいけません。ただし、名前あるいは住所が少しでも違えば大丈夫です。

例えば、東京都文京区小石川5丁目3番5号を本店所在地とする「株式会社佐藤商会」という会社があるとして、そこに新たに「株式会社佐藤商会」というもう一つの会社を作るとは許されません。住所も名前も一緒だと区別不明になっちゃいますからね。ただし、名前が「株式会社佐藤商店」や「合同会社佐藤商会」または、「佐藤商会株式会社」ならOKですし、あるいは住所がお隣の文京区小石川5丁目3番6号ならば大丈夫です。

このように緩い規制ですので、さほど心配する必要はないと思います。

ただし、設立者本人が前に作った会社と同じ名前の会社を作ろうとして規制に引っかかったというケースが実際にありました。自分が前に作った会社と同名でないか、あるいは「佐藤商会」など一般的な名前の場合、ご家族などが既に作っていないか、などお気をつけ下さい。

しかしながら、近隣に同じ名前の会社があるとまぎらわしいですし、客を間違わせるためにわざと同じ名前にしていると言われてしまうと、不正競争防止法違反になる可能性もありますので、確認する意義がないわけではありません。

なお、確認を行う際は会社の本店所在地を管轄する登記所(法務局)へ行って「商号調査をしたい」と言えば、ファイルを閲覧することができます。

いずれにしても法務局には行くこととなりますので、ついでに商号の調査もなさることをお勧めします。

■長くなりましたが、会社名が決まりましたら(リ)へ記入して下さい。



## STEP⑦

# 事業目的を決める

さて、次は(又)会社の事業目的ですが、これは基本事項の中で一番やっかいな項目かもしれません。

事業目的とは、設立する会社が行う事業・ビジネスの内容のことです。例えば、「出版業」といったものです。

会社は、事業目的として決めた以外の事業をしてはならないとされているため(別にやったら警察に捕まるとか、そういう話ではありませんが)、事業目的は将来行うかもしれないビジネスまで見据えて、慎重に決定する必要があります。もちろん後に事業目的の変更・追加を行うことは可能ですが、その場合は手間も費用も余計にかかってしまいます。

さて、それでは事業目的を決める際の注意点を説明します。事業目的は、次の3つの条件を満たす必要があります。

- |              |   |
|--------------|---|
| ① <b>明確性</b> | <u>どんな事業か一般の人によく分からないものはダメです</u>                                  |
| ② <b>営利性</b> | <u>直接利益を上げるためのものである必要があります</u><br><u>ダメな例・・「政治献金」「福祉施設への寄付」※1</u> |
| ③ <b>適法性</b> | <u>違法なビジネスを目的にはできません</u><br><u>ダメな例・・「覚醒剤の製造および販売」</u>            |

※1 事業目的とするのがダメなだけで、会社が実際に献金や寄付を行うことは可能です。

②③は常識で判断いただけるとは思いますが、難しいのが①の明確性です。一般の人に分かるかどうかというのは、時代によっても変わってきます。例えば、十数年前であれば「インターネット」という言葉は一般の人には何のことか意味が分からない、明確性に欠けるものだったと思われかもしれませんが、現在なら多くの人が分かるものとなっています。

では、どうしたらよいかというと次の3つの方法があります。

### **①同業他社の目的を真似する**

すでに認められて登記がされている会社の目的であれば間違いなく条件を満たしています。会社の事業目的は登記事項証明書(いわゆる謄本です)に載っていますので、手数料 1000 円がかかりますが、参考にしたい会社のものを法務局で請求して持ち帰り、一字一句写してしましましょう。

※俗に言うパクリですが、これについては何の問題もないので安心して下さい。

### **②事例集で確認する**

過去に審査された目的について、認められたかどうか載った事例集が発行されています。

実は 2006 年の新会社法の施行に伴って、目的の審査はかなりゆるくなっています。事例集の事例は、厳しい時代に審査され、認められてきたものですので、事例集で認められているものを書けばまず大丈夫です。

ネックなのは、事例集がわりと高価なことですが、法務局に行けばこのような事例集が閲覧できるようになっています。

### **③法務局の相談員に確認してもらう**

一番確実な方法です。法務局には相談コーナーが設けられていますので、事業目的の案を持って相談してきて下さい。この相談で OK をもらっておけば、安心です。

#### **※許認可を受けられる方へ**

さて、許認可を受ける予定の方が、最も注意しなければいけないポイントが、この事業目的です。許認可によっては、目的に所定の事項が記載されていることが、その許認可を受けられる条件になっているのです。

例えば、人材派遣会社を営むために必要な「労働者派遣事業許可」を受けるには、目的に「労働者派遣事業」が入っている必要があります。念のため、よくご確認ください。

## STEP⑧

# 事業年度を決める

事業年度を決める、というのは言い換えると決算を何月にするか決めるということです。

### (ル) 事業年度

一般的には国の会計年度と同じ3月決算の会社が多いですが、この場合は毎年4月1日から3月31日までが事業年度で、3月31日までを一区切りとして、2ヶ月後の5月末までに税金の申告と納付を行います。

何月決算にするかは、自由に決めることができますが、決算というのは大変手間のかかる作業ですので、本業が忙しい時期を外して決められることをおすすめします。また、決算を何月にするかによって会社設立初年度の期間が変わってくることに注意が必要です。例えば、5月17日に5月決算の会社を設立したとすると、2週間後の5月31日には最初の決算期が来てしまい、設立早々に事務負担が発生してしまいます。

また、2月決算にする場合、事業年度は「3月1日から2月28日」としたのではダメです。理由はお分かりですよね？そうです、うるう年で4年に1度は29日まであるからです。こういう場合は、「3月1日から2月末日」とします。

■決算日(事業年度)が決まりましたら(ル)を埋めてください。

### (ヲ) 最初の決算日

今決めた事業年度によると、最初の決算日はいつになるでしょうか？

■会社が成立してから最初に到来する決算の年月日を(ヲ)に入れて下さい。

## STEP⑨

# 機関設計をする

さあ、基本事項の決定も終盤に差しかかりました。  
ここでは会社の機関設計をしていただきます。

機関設計って??という方もおられると思いますが、どういう種類の役員を置くか決めること、  
だということにとりあえずはご理解下さい。

さて、この機関設計というものは、法律上可能であるパターンを考えると、何十種類もあるのですが、新しく中小規模の会社を設立する場合に現実的に選択肢となりうるのは、次の3つのパターンです。

どれかを選び、チェックシートの(ワ)機関設計の欄の【A】【B】【C】のうち選んだものをマルで囲んで下さい。

### 【A】取締役1人のみ

一番シンプルな仕組みです。株主総会で決めなければならないこと以外は、全部1人で決めることができ、スピーディーです。もし株主も取締役と同一人物で1人の場合には名実ともに会社の全ての手続きを1で行うことができ、大変簡便です。

### 【B】取締役2名以上

複数の取締役がそれぞれ会社を代表して業務執行をするという形ですが、代表取締役を決めその他の取締役は代表権を持たないというふうにもできます。重要事項を合議して決めることになり、①よりは若干手続き面に時間を要しますが、協力して会社経営にあたる場合には良いかもしれません。

### 【C】取締役会(取締役3名以上)+監査役

取締役会を設置すると、株主総会ではなく取締役会で決定する事項が発生し、大株主とは別に有能な経営者が経営を担う、所有と経営の分離を進めやすくなります…。正直言って設立したての中小規模企業には具体的なメリットはないかもしれません。基本的にはあまりおすすめしていません。

## STEP⑩

## 役員について決める

### (カ) 取締役 (ヨ) 監査役

(ワ) で決めた機関設計に基づいて、必要な役員を誰にするか決めてください。

#### 【A】の場合

(カ) 取締役①の欄に氏名と住所を記入して終了です。

#### 【B】の場合

(カ) 取締役の欄に2名以上の名前と住所を記入して下さい。そのうち取締役①の欄には、社長に就任する人の氏名と住所を記入するようにして下さい。用紙の欄は取締役⑤までしか用意していませんが、取締役をそれ以上にすることもできます。

#### 【C】の場合

(カ) 取締役の欄に3名以上の名前と住所を、(ヨ) 監査役の欄に1名以上の名前と住所を、それぞれ記入して下さい。そのうち取締役①の欄には、社長に就任する人の氏名と住所を記入するようにして下さい。用紙の欄はそれぞれ取締役は⑤まで、監査役は1人分しか用意していませんが、取締役と監査役をそれ以上にすることもできます。

※ 【B】【C】の場合、代表取締役はお一人という前提でご説明しておりますが、二人以上にすることも可能です。その場合は、チェックシートの欄に「代表取締役」と書き加えて下さい。

### (タ) 取締役の任期

取締役の任期は1年から10年の間で自由に決めて下さい。

### (レ) 監査役の任期 ※機関設計で【C】を選んだ方のみ

監査役の任期は4年以上10年以下の範囲で自由に決定して下さい。

**STEP①****株式の譲渡承認機関決める**

①で譲渡制限をつけることを決めましたが、ここでは株式譲渡の承認を行う機関をどこにするのかを決めていただきます。

機関設計で【A】、【B】、【C】のどれを選んだかにより、選択肢が異なりますので、次の表をご覧ください。なって決めて下さい。

機関設計のパターンごと譲渡の承認機関	
機関設計【A】	株主総会 or 代表取締役
機関設計【B】	株主総会 or 代表取締役
機関設計【C】	株主総会 or 代表取締役 or 取締役会

■決定しましたら(ソ)に記入してください。

これでチェックシートの欄がすべて埋まったと思います。これで必要事項の決定は終了です！お疲れさまでした！！これより後は、私どもが責任を持って書類作成・手続を行わせていただきます。

株式会社会社設立ガイドブック

著者 小倉 純一

Copyright (c) Junichi Ogura

いかなる形態や方法による無断複製および無断複写もこれを禁ずる。